

まつやま こども・子育てサイト「にこっと」及び
Instagram「にこっと」運用業務委託仕様書

本仕様書は、松山市（以下「甲」という。）が委託する「まつやま こども・子育てサイト「にこっと」及びInstagram「にこっと」運用業務委託」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

〔1〕 件名

まつやま こども・子育てサイト「にこっと」及びInstagram「にこっと」
運用業務委託

〔2〕 業務の目的

まつやま こども・子育てサイト「にこっと」（以下「サイト」という。）及びInstagram「にこっと」（以下「Instagram」という。）の運用により、甲のこども施策やイベント情報、子育ての魅力などを効果的に発信し、市民が「安心して、楽しんで子育てできる」「松山で子育てしたい」と感じられる気運を醸成するとともに、子育て世帯だけでなく、こどもや若者にも見てもらえる内容を発信し、地域全体で子育てを支援し、魅力を感じるまちづくりを促進する。

〔3〕 履行期間 契約締結日から令和11年9月30日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

1. サイト内「トピックス」カテゴリでの記事の発信

- ・市民が子育ての楽しさを感じられる内容や、子育て中の疑問や不安解消につながるような内容の記事を制作（企画、取材、写真撮影及び入力を含む。）し、令和8年10月から月1本以上発信すること。
- ・記事については、子育て世帯に加え、こどもや若者が松山市で生活することの楽しさを実感し、住み続けたいような内容を盛り込み、これらの対象層に配慮した表現やテーマを取り入れること。
- ・記事は読みやすい文章と文字数で制作し、写真や画像、イラスト等を使用（著作権フリー素材又は受託業者自身が制作）して制作すること。
- ・取材が必要となる場合、取材先へのスケジュール調整及び原稿確認等の調整作業は乙が行うこと。
- ・記事は掲載前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は原則2回程度とする。
- ・上記を踏まえ、記事の内容、回数及び掲載時期等、効果的な発信について提案すること。

2. サイトでのイベント情報の発信

- ・イベント一覧に掲載するイベント情報の記事を制作（収集、取材、写真撮影及び入力を含む。）し、令和8年10月から情報発信を開始する。
- ・イベント情報は、地域子育て支援センターや子育てひろば、児童館・児童センター、図書館その他の施設等で行われるもので、親子で出かけられる、あるいはこどもたちが参加できるイベントを対象とする。
- ・イベント情報は情報の内容、収集方法及び掲載件数について提案すること。
- ・サイト内のイベント情報募集フォームに届いたイベント情報は甲から提供される資料に基づき、月4回まで記事の制作、発信を行う。
- ・記事は掲載前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は原則2回程度とする。

3. インスタグラムによる情報発信

- ・インスタグラム「にこっと」(@nikotto_matsuyama)を運用し、主に20代から40代の松山市で子育てをしている人や、これから子育てをする人に向けて、イベント情報やおでかけスポット、その他子育て世帯にとって有益となる情報に関する記事を制作（企画、取材、撮影、入力を含む。）し、令和8年10月から情報発信を開始する。
- ・フィード又はリールの投稿を月7回以上とし、投稿した原則翌日にストーリーズを発信して投稿の周知を図ること。なお、リールの投稿は月2回以上とし、フィード及びリールの投稿タイミングは1ヶ月のサイクルの中で固定する。
- ・フィードの投稿のうち、少なくとも月2回はイベント情報を投稿するものとし、地域子育て支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、図書館を除き、広く一般の参加が可能なイベントを中心に投稿すること。
- ・投稿は、過去の投稿一覧と統一感がある構成・デザインとすること。
- ・記事は投稿前に甲に確認をとり、了解を得ること。なお、記事の校正作業は、原則2回程度とする。
- ・ストーリーズに付随する「質問箱」や「アンケート」などのコミュニケーションツールを定期的に活用し、フォロワーとの交流を図り、投稿内容等に生かすこと。
- ・投稿毎のインサイトやフォロワーの属性などのデータを分析し、業務完了時に報告書を提出すること。
- ・セキュリティについて、管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合は、ただちに適切な処理を行うとともに、甲へ報告を行うこと。また、本業務で使用する端末は限定し、アカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。
- ・上記を踏まえ、投稿の種類、内容、回数及び配信時期等、効果的な発信について提案すること。

4. サイト内記事の更新業務

- ・サイトに掲載している甲のこども施策に関して、甲から提供される資料をもとに、月2回まで、新規記事の作成を行う。

別紙1

- ・新規記事入力数は4ページ程度とする。
- ・記事は掲載前に甲に確認を求め、了解を得ること。なお、記事の校正作業は原則2回程度とする。

5. サイト及びインスタグラムの認知度向上のための取組み

- ・子ども家庭庁が定めている5月の春の子どもまんなか月間や11月の秋の子どもまんなか月間に合わせ、サイトの認知度向上のための広報活動及びインスタグラムのアカウントの認知度向上やフォロワー数増加のための、インフルエンサーとの共同企画、プレゼント企画などのキャンペーン活動を実施すること。
- ・サイト及びインスタグラムでそれぞれ年間1回以上かつ予算50万円程度を基本とするが、サイト及びインスタグラムに要する年間の予算合計が100万円以内であれば、効果的なキャンペーン活動とするために、サイト及びインスタグラムそれぞれに要する費用は調整できるものとする。契約期間中の具体的な活動回数や予算額は下表のとおり。

※令和8年度及び令和11年度の予算は契約期間を踏まえ半額とする。

対象年度	サイト		インスタグラム		総予算
	活動回数	基本予算	活動回数	基本予算	
令和8年度	1回以上	25万円	1回以上	25万円	50万円
令和9年度	1回以上	50万円	1回以上	50万円	100万円
令和10年度	1回以上	50万円	1回以上	50万円	100万円
令和11年度	1回以上	25万円	1回以上	25万円	50万円

- ・キャンペーン活動に要する管理費や経費等は全て予算額に含めるものとする。
- ・各キャンペーン活動の効果を分析し、キャンペーン終了後に報告書を提出すること。
- ・上記を踏まえ、キャンペーンの内容、回数、費用及び実施時期等、効果的な活動について提案すること。

〔6〕 履行期間内における追加提案及び導入について

- ・本委託業務の目的である「子育て世帯や子ども・若者への効果的な情報発信」を最大化するため、乙は、常に社会情勢や情報発信のトレンドを注視し、甲の子ども施策や子育て支援に効果的な手法がある場合は、積極的に甲に提案を行うものとし、導入の可否について、その都度、甲乙双方の協議によって決定するものとする。
- ・上記の手法は、原則、当初の契約金額内で対応するものとし、導入に際して当初の事業計画書を変更する必要がある場合は、乙は改めて事業計画書を作成し、甲の了解を得るものとする。
- ・また、乙は、新たな技術（SNSの新機能、生成AI、新たな情報発信メディア等）が普及し、それらが本委託業務の目的達成に寄与すると判断される場合、積極的に甲に提案を行うものとする。

別紙1

※〔5〕の1～5に共通して、以下の事項を含む内容を制作・掲載することは認めない。

- ①公序良俗に反する恐れのあるもの
- ②違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ③人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ④誹謗中傷を含むもの
- ⑤単なる噂又は噂を助長させるもの
- ⑥わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ⑦業務上知り得た秘密や個人情報に関するもの
- ⑧政治性のあるものや選挙に関するもの
- ⑨宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ⑩社会的問題又は係争中の案件についての主義主張にかかわるもの
- ⑪社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ⑫消費者保護の観点から適切でないもの
- ⑬甲又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ⑭甲のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ⑮内容が著しく拙劣なもの
- ⑯その他社会通念に照らして甲が不相当と認めるもの

〔7〕 その他運営上の要件

- ・記事等の制作経費（記事の企画、制作費、通信運搬費及び交通費等）は全て乙の負担とする。
- ・「にこっと」のCMSは「Word Press」を使用すること。
- ・入力のための担当者のCMSへの登録は2人程度とする。
- ・実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- ・契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。
- ・事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。